

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年11月1日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 新日本橋通商株式会社

(イ) 株式会社ホットマン

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋久慈市役所前店・イエローハット久慈店 久慈市川崎町第2地割1番地79

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 令和6年9月27日

(イ) 令和6年3月27日

オ 変更の理由

(ア) 大規模小売店舗の名称の変更のため

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年10月7日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 有限会社市川商会

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングタウンアクロス久慈 久慈市長内町第29地割15番1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年3月1日ほか

オ 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年10月8日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所